

SBI損保の自動車保険

(個人総合自動車保険)

重要事項説明書

(契約概要・注意喚起情報のご説明)

2015年4月改定

- ◆本書面は、2015年4月1日から2016年3月31日までに始期日があるご契約を対象としています。
- ◆「契約概要のご説明」は、特にご確認・ご注意いただきたいことがらを記載したものです。
- ◆「注意喚起情報のご説明」は、ご契約者にとって不利益になることがら等、特にご注意いただきたいことがらを記載したものです。ご契約される前に必ず内容をご確認ください。
- ◆ご契約者と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者となる方もこの「重要事項説明書」をご確認ください。
- ◆この「重要事項説明書」には、ご契約時にご注意いただきたいことがらとともに、ご契約後にもご注意いただきたいことがらについても記載されておりますので、ご契約いただいた後も大切に保管してください。
- ◆本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、個人総合自動車保険普通保険約款・特約をご参照ください。また、ご不明な点がございましたら、SBI損保サポートデスクまでお問い合わせください。
- ◆今回ご契約を検討されているお車を含め、任意の自動車保険をご契約されているお車の合計台数が10台以上のご契約者(フリート契約者といいます。)の場合(※)、または、ご契約者もしくは記名被保険者が法人の場合、弊社ではご契約いただけませんのであらかじめご了承ください。また、保険期間中(保険のご契約期間)の事故回数等によっては、今回あるいは次回のご契約のお引き受けを制限させていただく場合があります。

(※)任意の自動車保険をご契約されているお車が10台以上になった場合は、解約等の手続きをしていただく場合があります。

「運転される方の範囲」「年齢条件」「使用目的」チェック表

INDEX

運転される方の範囲・年齢条件チェック! 1 ご使用目的チェック! 2

I 契約概要のご説明


INDEX


1.商品の仕組みおよび引受条件等	2	3 商品の仕組み	5
1 保険期間(保険のご契約期間)	2	4 補償内容	5
2 引受条件(保険金額等)	2	(1) 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合	5
 (1) 記名被保険者の選び方について	2	 (2) 車両保険の補償範囲	6
(2) 記名被保険者の運転免許証の色について	2	(3) 費用保険金と特別保険金	6
(3) 車両所有者について	2	 5 主な特約およびその概要	7
 (4) 補償される運転者の範囲	3	2.保険料	7
 (5) ご契約いただけるお車	3	3.保険料のお支払方法	7
(6) お車の使用目的について	3	4.満期返れい金・契約者配当金	7
(7) 保険金額の設定について	3	5.解約返れい金の有無	7
(8) ノンフリート等級別割引・割増制度	4	6.その他	7
 (9) 割引について	5	1 保険証券について	7
(10) 示談交渉	5	2 自動車保険付帯サービスのご案内	7

II 注意喚起情報のご説明

INDEX

1. 保険金をお支払いできない主な場合等	8	3. 事故の際、保険金を請求するときに必要となる書類について	9
1 保険金をお支払いできない主な場合	8	4. クーリングオフ(契約申込の撤回)について	9
2 補償される運転者の範囲	8	5. 保険責任開始期および保険料のお支払いについて	10
3 自己負担額	8	6. 解約と解約返れい金	10
2. 告知事項・通知事項等	8	7. 保険会社破綻時の取り扱い	10
1 ご契約時にご申告いただくこと(告知事項等)について	8	8. お客さまに関する情報の取り扱い	10
2 ご契約後にお知らせいただくこと(通知事項等)について	8	9. 補償の重複にご注意ください	10
3 ご契約の中断制度	9	10. 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口	10
4 保険契約の解除等について	9		

 のマークは「ご契約内容兼意向確認ガイド」のご確認事項に関するご説明です。お申込みにあたってご契約内容が意向に沿ったものであるかのご確認にあたり、併せてご覧ください。なお、保険期間中に変更できない項目(車両保険の追加付帯等)も一部ありますので、ご注意ください。

 のマーク(本重要事項説明書内に記載)は、ご契約に自動的にセットされる保険・特約となります。

「運転される方の範囲」 「年齢条件」「使用目的」 チェック表

ご契約をお申込みいただくにあたって、特にご質問の多い「運転される方の範囲」と「年齢条件」や「使用目的」の設定方法について、下記にチェック表をご案内いたします。

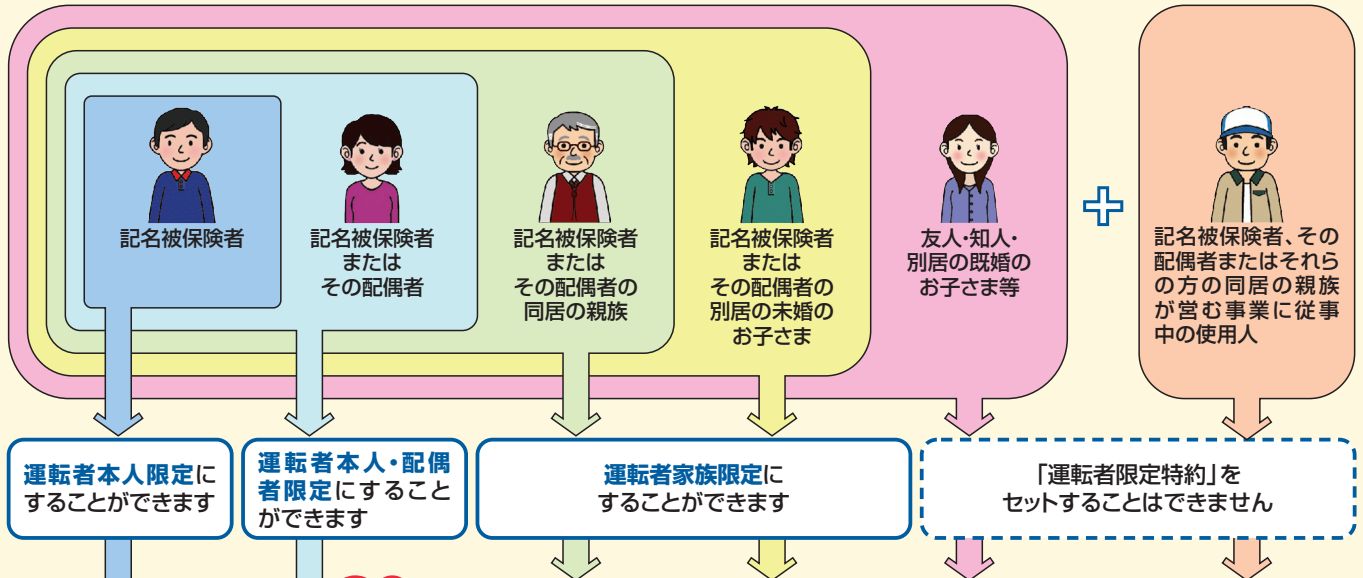
チェック表をご活用の上、お客さまに合った「運転される方の範囲」と「年齢条件」やご契約のお車の「使用目的」にてお申込みください。

なお、ご契約後に「運転される方の範囲」や「年齢条件」を変更される場合、または「使用目的」を変更された場合は、必ず弊社にてお手続きしてください。

運転される方の範囲・年齢条件チェック! 運転される方の範囲や年齢条件をご確認ください。

Q1

お車を運転される方をご確認いただき、最も右側の方の矢印を下にお進みください。



Q2



同居のお子さま（同居のお子さまの配偶者を含みます。以下同じ。）が運転される場合はお答えください。そうでない場合は同じ色の矢印をお進みください。

運転される方の中に同居のお子さまがいる場合は、同居のお子さまの年齢に合わせて「同居の子供の年齢条件に関する特約」を設定していただくことができます。^(※1)
同居のお子さまの中で最も若い方の年齢に合わせて、以下のいずれかの年齢条件を設定してください。^(※2)

年齢を問わず補償

21歳以上補償

^(※1) ご契約のお車の所有者が同居のお子さまの場合または同居のお子さまがご契約のお車をもつばら運転される場合は、この特約を付けることができません。矢印を先にお進みください。

^(※2) 同居のお子さまの年齢条件が、Q3で設定する年齢条件と同じかそれよりも高くなった場合は、同居のお子さまの年齢条件は「なし」となります。

Q3

運転される方の中で、最も若い方の年齢をご確認ください。

記名被保険者の年齢に合わせて、運転者の年齢条件を設定してください。

記名被保険者および配偶者の中で最も若い方の年齢に合わせて、運転者の年齢条件を設定してください。

記名被保険者、配偶者およびそれらの同居の親族^(※3)の中で最も若い方の年齢に合わせて、運転者の年齢条件を設定してください。

別居の未婚のお子さまは年齢条件に関係なく補償の対象となります。記名被保険者、配偶者およびそれらの同居の親族^(※3)の中で最も若い方の年齢に合わせて、運転者の年齢条件を設定してください。

友人・知人・別居の既婚のお子さま等は年齢条件に関係なく補償の対象となります。記名被保険者、配偶者およびそれらの同居の親族^(※3)の中で最も若い方の年齢に合わせて、運転者の年齢条件を設定してください。

記名被保険者、配偶者およびそれらの同居の親族^(※3)、ならびに上記の方が営む事業に就事中の使用人の中で最も若い方の年齢に合わせて、運転者の年齢条件を設定してください。

以下のいずれかの中からお選びください。

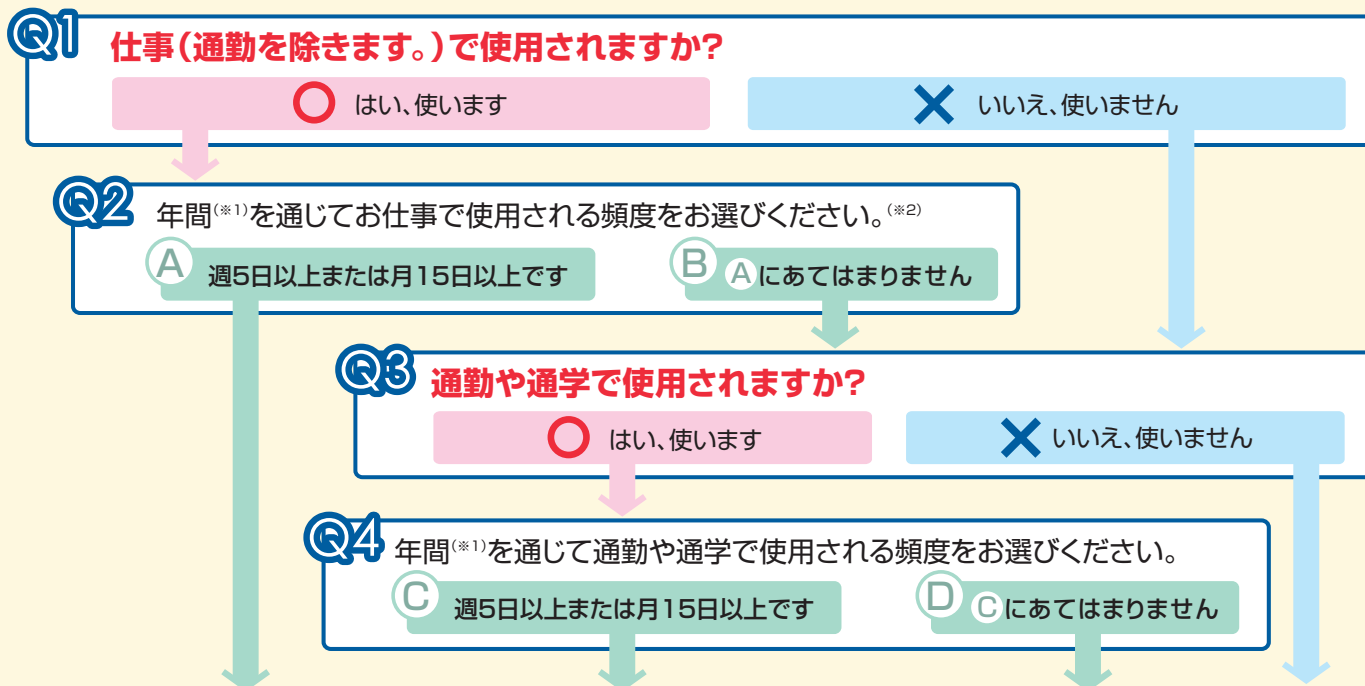
年齢を問わず補償

21歳以上補償

26歳以上補償

^(※3) Q2で同居のお子さまの年齢条件を設定した場合は、同居のお子さまは除きます。

ご使用目的チェック! ご契約のお車のご使用状況にもとづいて、ご使用目的をお選びください。




業務使用	通勤・通学使用	日常・レジャー使用
<p>〈判断の基準〉 ご契約のお車を「年間^(※1)を通じて週5日以上または月15日以上業務(仕事)」に使用する場合があります。「業務」とは労働の対価を得るための行為をいいます。</p>	<p>〈判断の基準〉 「業務使用」に該当せず、ご契約のお車を「年間^(※1)を通じて週5日以上または月15日以上通勤・通学(もよりの駅等への送迎も含みます。)」に使用する場合があります。「通学」とは、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・特別支援学校・専門学校および予備校等への登下校(送迎も含みます。)をいいます。</p>	<p>〈判断の基準〉 「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合をいいます。</p>
<p>〈具体例〉 ・日常的に仕事で使っている。 ・毎朝、子供を駅まで送るために使うが、昼間は仕事で使っている。</p>	<p>〈具体例〉 ・毎日、通勤に使っている。 ・毎日、通勤のために使っているが月に2～3日は仕事に使うことがある。 ・親は週末のレジャーに使用しているが、子供が毎日通学に使っている。 ・毎日子供を学校まで送り迎えをしている。</p>	<p>〈具体例〉 ・週末遊びに行くときだけ使っている。 ・雨の日だけ、通学のため駅まで送り迎えをしている。 ・冬の寒い時期は通勤に使うが、それ以外は自転車やバスで通勤している。</p>

(※1)「年間」とは、保険始期日から1年間をいいます。保険期間の途中で「使用目的」を変更した場合は、その時点から1年間をいいます。
(※2)事業用のみにご使用の場合は、お引き受けできません。

I 契約概要のご説明 (この「契約概要のご説明」は、ご契約に際して、特にご確認いただきたいことがらを記載したものです。)

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

1 保険期間(保険のご契約期間)	ご契約の保険期間は1年間です。
2 引受条件(保険金額等)	記名被保険者は、対人賠償保険、対物賠償保険および人身傷害補償保険の被保険者の範囲等を決めるための重要な項目です。ご契約のお車を日常管理され、かつ、主に運転される方から1名をお選びください。記名被保険者は以下の(1)～(3)の方に限ります。
(1) 記名被保険者の選び方について 	(1)ご契約をされる方 (2)ご契約をされる方の配偶者 (3)ご契約をされる方またはその配偶者の同居の親族
(2) 記名被保険者の運転免許証の色について	保険期間の初日時点における記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド・ブルー・グリーン)をご確認ください。記名被保険者の運転免許証の色が事実と異なる場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、充分にご注意ください。運転免許証の色は告知事項です。
(3) 車両所有者について	車両所有者は車両保険金を受け取る方になります。車検証(自動車検査証)等の所有者欄等をご確認の上、ご契約者と異なる場合は、ご契約のお車の所有権を有する方のお名前をご申告ください。また、所有権留保条項付売買契約 ^(※) やリース契約の場合は、買主や借主のお名前もご申告ください。 (※)自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

(4) 補償される運転者の範囲



チェック表(P.1)をご活用ください。

① 運転者限定特約

下表の区分のとおり運転者を限定することにより保険料を割り引くことができます。ただし、運転される方の範囲に該当しない方が運転中の事故につきましては、原則として保険金をお支払いできません。

【運転者限定特約で補償される方の範囲表】

○：補償されます。×：補償されません。

運転される方 運転者限定の区分	(A) 記名被保険者	(B) (A)の配偶者	(C) (A)または(B)の同居 ^(※1) の親族または別居の未婚 のお子さま ^(※2)	(D) (A)～(C)以外の方
運転者本人限定	○	×	×	×
運転者本人・ 配偶者限定	○	○	×	×
運転者家族限定	○	○	○	×

(※1)「同居」とは、同一の家屋に居住していることをいい、同一生計や扶養関係の有無を問いません。

(※2)「別居の未婚のお子さま」とは、婚姻歴のない別居のお子さまをいい、年齢条件にかかわらず補償されます。ただし、記名被保険者、記名被保険者の配偶者またはその同居の親族のいずれかが営む業務に従事中的場合は年齢条件が適用されます。

② 運転者の年齢条件

運転者の年齢条件により以下の(a)～(c)の契約方式があります。以下(ア)～(エ)で年齢条件に該当しない方が運転中の事故につきましては、原則として保険金をお支払いできません。

(a)年齢を問わず補償 (b)21歳以上補償 (c)26歳以上補償

(※1)上記(b)～(c)のいずれかをお選びいただいた場合は、「家族運転者等の年齢条件に関する特約」が付帯されます。

(※2)以下の(ア)～(エ)以外の方がご契約のお車を運転される場合、「家族運転者等の年齢条件に関する特約」が付帯されていても、年齢を問わず補償されます。ただし、①の運転者限定特約を付帯しているときは、①にて選択した範囲の方が運転中の事故に限定されます。

(ア)記名被保険者 (イ)記名被保険者の配偶者 (ウ)記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
(エ) (ア)～(ウ)の方が営む事業の業務に従事中的の使用者

③ 運転者の年齢条件に関するその他の特約

ご契約のお車を同居のお子さまも運転される場合で、上記「② 運転者の年齢条件」の(b)～(c)の契約方式をお選びいただいた場合、「同居の子供の年齢条件に関する特約」を付帯することにより、お子さまに適用される年齢条件を別に定めることができます。ただし、ご契約のお車の所有者がお子さまの場合またはご契約のお車をお子さまがもつばらご使用される場合は、この特約を付帯することはできません。

(5) ご契約いただけるお車



弊社で新規にご契約いただけるお車は、原則として次の5種類の自動車(以下「自家用5車種」といいます。)です。

(a)自家用普通乗用車 (b)自家用小型乗用車 (c)自家用軽四輪乗用車 (d)自家用小型貨物車
(e)自家用軽四輪貨物車

お車の用途・車種や型式等によって保険料が異なります。車検証(自動車検査証)等の該当欄をご確認の上、正しい情報をご申告ください。

(6) お車の使用目的について

チェック表(P.2)をご活用ください。

ご契約のお車のご使用状況に応じて、「業務使用」、「通勤・通学使用」、「日常・レジャー使用」のいずれかをお選びください。お車の使用目的は告知事項・通知事項です。保険期間中に使用目的を変更される場合は、必ず弊社にてお手続きしてください。なお、事業用のみに使用されるお車の場合は、弊社ではご契約いただけません。

使用目的	判断の基準
業務使用	ご契約のお車を年間 ^(※) を通じて週5日以上または月15日以上業務(仕事)に使用する場合
通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、ご契約のお車を年間 ^(※) を通じて週5日以上または月15日以上通勤・通学(もよりの駅等への送迎を含みます。)に使用する場合
日常・レジャー使用	「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合

(※)「年間」とは、保険始期日から1年間をいいます。保険期間の途中で使用目的を変更した場合は、その時点から1年間です。

(7) 保険金額の設定について

補償の項目ごとに金額をお決めいただくものと、金額が固定のものがあります。実際にご契約いただくお客さまの保険金額につきましては、お申込時にご確認ください。

保険金額の設定についてご不明な点がございましたら、SBI損保サポートデスクまでお問い合わせください。

補償項目	保険金額の設定方法
相手方への補償	対人賠償保険 被害者1名につき無制限となります。
	対物賠償保険 1事故についての保険金額(500万円以上)をお決めください。1億円を超える場合は、無制限となります。
ご自身・搭乗者の方への補償	人身傷害補償保険 お車に乗車される方の年齢、収入、扶養家族の人数等に基づいて被保険者1名について3,000万円以上で必要な保険金額をお決めください。2億円を超える場合は、無制限となります。
	搭乗者傷害保険 お車に乗車される方1名についての保険金額(500万円以上)をお決めください。
	自損事故保険 被保険者1名につき1,500万円です。(介護を要する重度後遺障害の場合は、被保険者1名につき2,000万円となります。)
お車の補償	無保険車傷害保険 被保険者1名につき2億円です。
	車両保険 ご契約のお車と同一の用途・車種、型式、仕様、初度登録(検査)年月の自動車の市場販売価格相当額を保険金額としてお決めください。

(8)ノンフリート等級別割引・割増制度

ご契約台数が9台以下のノンフリート契約では、前契約の有無や前契約のノンフリート等級、前契約の保険事故の件数等を保険料に反映させる等級別の割引・割増制度があります。

なお、前契約とは新たに締結する保険契約の始期日を含めて過去13ヶ月以内に記名被保険者、その配偶者または同居の親族が加入していた、記名被保険者およびご契約のお車を同一とし、かつ、まだその等級がどの契約にも引き継がれていない保険契約をいいます。

(*)他の保険会社で締結している保険契約を満期日前に解約して当社でご契約される、または前契約が1年未満の契約である場合等は以下の取扱いと異なる場合があります。

●初めてのお車に関するご契約の場合

初めてお車に自動車保険をご契約される場合は6(S)等級となります。

●買い増ししたお車に関するご契約の場合

既に他のお車に自動車保険をご契約されていて、新規にお車の自動車保険をご契約する場合は、以下の条件をすべて満たした場合は7(S)等級となります。それ以外の場合は上記の「●初めてのお車に関するご契約の場合」と同じとなります。

- ・ご契約の保険始期日において、他のお車の自動車保険の等級が11～20等級
 - ・記名被保険者が個人かつ、他の自動車保険契約の記名被保険者もしくはその配偶者またはその同居の親族
 - ・ご契約のお車の車両所有者が個人かつ、他の自動車保険契約の記名被保険者もしくはその配偶者またはその同居の親族、あるいは他の自動車保険契約の車両所有者
 - ・他の自動車保険契約のお車が自家用8車種^(※)
- (※)自家用8車種とは次の8種類の自動車です。

- (a)自家用普通乗用車 (b)自家用小型乗用車 (c)自家用軽四輪乗用車 (d)自家用小型貨物車
 (e)自家用軽四輪貨物車 (f)自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
 (g)自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下) (h)特種用途自動車(キャンピング車)

●前契約があるお車に関するご契約の場合

前契約が1年間無事故の場合は翌年の等級が「1等級」上がり、事故があった場合は事故件数1件につき「1等級」または「3等級」下がります。なお、保険始期日が前契約の満期日または解約日の翌日から起算して7日を超えた日である場合や前契約が解除となった場合は、7等級以上の継承はできません。

なお、等級を引き継ぐことができるのは、記名被保険者が以下のいずれかの方の場合です。

- ・前契約の記名被保険者
 - ・前契約の記名被保険者の配偶者
 - ・前契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (※1)前契約の当初には上記に該当していた場合でも、保険期間中に上記に該当しなくなった場合は等級を引き継ぐことはできません。
 (※2)前契約の記名被保険者が別居の親族や法人の場合は、SBI損保の自動車保険では等級を引き継ぐことができません。
 (※3)保険会社を変更しても、ノンフリート等級は引き継げますが、共済の場合は、JA共済、全労済、中小企業共済以外の共済の等級はSBI損保の自動車保険では引き継ぐことができません。
 (※4)1～5等級については、前契約の満期日または解約日の翌日から起算して13ヵ月以内の場合や、上記以外の方に記名被保険者を変更したときであっても車両の譲渡の事実が客観的に確認できない場合(例えば車検証上の所有者に変更がない場合)等は、等級を継承することがあります。

(*)ノンフリート等級の情報交換制度について

SBI損保の自動車保険では、過去における保険事故の実績を保険料の割増引に反映させて等級を適用するノンフリート等級制度を採用しております。前契約が他の損害保険会社であっても、過去における保険事故の実績による等級を適用します。このノンフリート等級制度の適切な運用を図るため、損害保険各社間では情報交換を行っております。この制度によって、ご契約後に前契約の等級・事故件数等の確認を行います。万一、等級・事故件数等に誤りがあることが判明した場合は、保険始期にさかのぼりご契約内容を訂正いただけます。また、保険料の返還もしくは追加のお支払い、必要に応じて車検証コピーや免許証コピー等の確認資料のご提出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。追加保険料のお支払い等、お手続きに際していただけない場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。

なお、本制度は保険期間の満了後に、確定した事故件数等の情報を交換するため保険始期日後、早くとも約2～4週間経過以降のご確認となります。

ノンフリート等級制度では、前契約の保険期間中に発生した保険金をお支払いする事故の有無および事故件数等により、ご契約に適用される「無事故」・「事故有」の区分別の割増引率および事故有係数適用期間^(※)が決定されます。

(※)事故有係数適用期間とは、「事故有」の割増引率を適用する期間(新契約の始期日における残りの適用年数)をい、6年を上限、0年を下限とします。(事故有係数適用期間が0年のときには「無事故」の割増引率を適用します。)なお、前契約の満期日または解約日の翌日から起算して13ヵ月以内の場合や、等級継承できない方に記名被保険者を変更したときであっても車両の譲渡の事実が客観的に確認できない場合(例えば車検証上の所有者に変更がない場合)等は、事故有係数適用期間を継承することがあります。

- ・前契約の事故有係数適用期間から3等級ダウン事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故1件につき「1年」を加算します。
- ・保険期間が1年を経過するごとに、保険金をお支払いする事故の有無に関わらず「1年」を減算します。(前契約の事故有係数適用期間が0年の場合は減算しません。)

【具体例】<20等級の前契約で、3等級ダウン事故が1件発生した場合>

	前契約	継続契約	1年後	2年後	3年後
保険期間中の事故	3等級ダウン事故(1件)	無事故	無事故	無事故	無事故
無事故係数	20等級				20等級
事故有係数		17等級	18等級	19等級	
事故有係数適用期間	0年	3年	2年	1年	0年

【事故の種類】

①ノーカウント事故…下記の保険または特約についての事故の場合は、事故件数に含めません(下記のいずれかの事故のみに複数該当する場合も同様です)。

- ・「人身傷害補償保険」
- ・「人身傷害のご契約のお車搭乗中のみ補償特約」
- ・「搭乗者傷害保険」
- ・「無保険車傷害保険」
- ・「車両損害に関するレンタカー費用補償特約」
- ・「弁護士費用等補償特約」
- ・「ファミリーバイク特約」
- ・「自転車事故補償特約」
- ・「車内外身の回り品補償特約」

②1等級ダウン事故…下記に該当する事故の場合、翌年の等級は事故件数1件につき「1等級」下がります。
 「車両保険事故のみ」または「車両保険事故およびノーカウント事故との組み合わせのみ」で、車両保険事故が次によるもの

- (ア) 火災または爆発（他物^(※1)との衝突もしくは、接触または転覆もしくはは墜落によって生じた火災または爆発を除きます。）
- (イ) 盗難
- (ウ) 騒擾^(※2)または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- (エ) 台風・竜巻・洪水または高潮
- (オ) 落書^(※3)または窓ガラスの破損^(※4)
- (カ) いたずら（ご契約のお車の運行によるものおよびご契約のお車と他の自動車（原動機付自転車を含みます。）との衝突または接触によるものを除きます。）
- (キ) 飛来中または落下中の他物との衝突
- (ク) 前記（ア）～（キ）のほか、偶然な事故（ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくはは墜落によるものを除きます。）

- (※1) 飛来中または落下中のものを除きます。
 - (※2) 「騒擾」とは、多数の群集もしくは多数の者の集団行為またはこれに対する公権力の行為によって、数街区以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生じる状態をいいます。
 - (※3) 「落書」とは、ご契約のお車に、人為的に「書かれた」または「描かれた」文字、絵、線等で、損傷が鋼板まで達しない程度のもをいいます。
 - (※4) 他物^(※1)との衝突もしくは、接触または転覆もしくはは墜落によって生じた窓ガラス破損は除きます。
- ◎上記（※2）（※3）は概要を説明したものです。一般的には鋼板部分のへこみを伴ういたずら傷は「落書」には該当しません。また、けんかやいわゆる暴走族等による集団暴行行為は「騒擾」には該当しませんが、具体的な判定は事故ごとに行うこととなります。

③3等級ダウン事故…上記①または②に該当しない事故の場合、翌年の等級は事故件数1件につき「3等級」下がります。

(9) 割引について



割引名	対象用途・車種	適用条件
新車割引	自家用普通乗用車 または 自家用小型乗用車	お車の初度登録年月（※）から保険期間の初日の属する年月までの期間が、25ヶ月以内のご契約に適用されます。 （※）「初度登録年月」とは、自動車検査証等に記載の初度登録年月をいいます。
ゴールド免許割引	—	保険期間の初日時点における記名被保険者の運転免許証の色が「ゴールド」の場合に適用されます。

(10) 示談交渉

ご契約のお車に賠償事故（対人・対物）が発生した場合には、弊社は事故解決のためのお手伝いをします。被保険者（補償の対象となる方）が被害者から損害賠償の請求を受けたときは、弊社は、被保険者のお申し出があり、かつ、被害者の同意が得られれば、弊社が被害者との示談交渉を弊社の費用により行います。なお、被保険者が正当な理由なく弊社への協力を拒まれた場合または自賠責保険等が締結されていない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

補償内容は大きく分けて3つ（「相手方への補償」、「ご自身・搭乗者の方への補償」、「お車の補償」）により構成されております。各補償内容につきましては、次の「4 補償内容」のとおりです。


3 商品の仕組み

4 補償内容

(1) 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合

補償項目ごとの「保険金をお支払いする場合」と「保険金をお支払いできない主な場合」は下表のとおりです。保険金をお支払いできない主な場合の詳細は、個人総合自動車保険普通保険約款・特約の「保険金をお支払いできない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
相手方への補償	対人賠償保険	ご契約のお車を運転中の方、その父母、配偶者、お子さまが死傷された場合 ・ 台風、洪水、高潮によって生じた損害 等
	対物賠償保険	ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物を損壊させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。 ・ 台風、洪水、高潮によって生じた損害 等
ご自身・搭乗者の方への補償	人身傷害補償保険	自動車事故により、ご契約のお車に乗車中 ^(※1) の方が死傷された場合、保険金額の範囲内でその実際の損害額に対して保険金をお支払いします。 ・ 無免許運転、酒気帯び運転または麻薬等の影響で正常な運転ができない場合に、その本人について生じた損害
	搭乗者傷害保険	ご契約のお車の自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死傷された場合、ご契約時に取り決めた条件 ^(※2) に基づいて保険金をお支払いします。 ・ 被保険者の重過失によって生じた損害 ・ 被保険者が、ご契約のお車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで乗車中に生じた損害
	自損事故保険	ご契約のお車の自動車事故でご契約のお車に乗車中の方が死傷された場合で、自賠責保険等および人身傷害補償保険が適用されない場合に、保険金をお支払いします。 ・ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に生じた損害 （無保険車傷害保険の場合：上記に加え、台風、洪水、高潮によって生じた損害） 等
無保険車傷害保険	賠償能力が十分でない無保険車との事故により、ご契約のお車に乗車中 ^(※1) の方が死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。	

お車の補償	車両保険 	ご契約のお車が偶然な事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。詳しくは下記の「(2) 車両保険の補償範囲」をご覧ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・無免許運転、酒気帯び運転または麻薬等の影響で正常な運転ができない場合の損害 ・ご契約者、被保険者の重過失によって生じた損害 ・詐欺または横領によって生じた損害 ・ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しよ、さび、その他自然の消耗 ・故障損害 ・タイヤの単独損害 等
共通			<ul style="list-style-type: none"> ・戦争、武力行使、革命、内乱等の事変、暴動、地震、噴火、津波によって生じた損害、核燃料物質等によって生じた損害 ・ご契約者または被保険者等の故意によって生じた損害 ・ご契約のお車を競技、曲技、試験のために使用中または競技、曲技、試験を目的とする場所にて使用中に生じた損害 ・危険物を業務でご契約のお車に積載または牽引していたときの損害 等

(※1) 以下の (a)～(c) の方は歩行中やご契約のお車以外の一定の条件を満たすお車に乗車中も補償の対象となります。人身傷害補償保険については、「人身傷害のご契約のお車搭乗中のみ補償特約」を付帯された場合は、ご契約のお車に乗車中のときに補償が限定されます。

- (a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者の配偶者
- (c) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚のお子さま

(※2) 搭乗者傷害保険の医療保険金は、入院院の日数やおケガの部位およびその症状に応じてお支払いします。医師の治療を受け入院院の日数の合計が5日以上となった場合に、傷害を被った部位およびその症状に応じ「個人総合自動車保険 普通保険約款・特約」に定める搭乗者傷害保険の部位・症状別医療保険金支払額表に従いお支払いします。なお、入院院の日数が4日以内の場合は、1回の事故につき1万円をお支払いします。

(2) 車両保険の補償範囲



車両保険のご契約方式には、補償範囲が広い「一般車両」と補償範囲を一部限定した「車対車+限定A」^(※)の2通りがあります。

(※) 「車対車+限定A」とは、「自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)」および「車両危険限定補償特約(A)」を付帯した車両保険をいいます。

【「一般車両」と「車対車+限定A」の補償内容】

〔○〕: 補償されます。 〔×〕: 補償されません。

損害の種類 ご契約方式	電柱・建物等自動車以外の他物との衝突・接触やあて逃げおよび転覆・墜落による損害	他の自動車やバイクとの衝突・接触による損害	火災・爆発・盗難・台風・洪水・高潮等による損害、いたづらによる損害
一般車両	○	○	○
車対車+限定A	×	○ (*)[相手自動車]と「その運転者または所有者」が確認できる場合にかぎります。	○

(3) 費用保険金と特別保険金

通常の保険金とは別に補償項目ごとに下表の費用保険金および特別保険金をお支払いします。詳しくは、個人総合自動車保険普通保険約款・特約でご確認ください。

補償項目		お支払いする主な費用保険金・特別保険金等							
相手方への補償	対人賠償保険 	・弊社の同意を得て支出した折衝・示談に関する費用 ・損害防止のための費用	等						
	対物賠償保険 	・弊社の同意を得て支出した折衝・示談に関する費用 ・損害防止のための費用	等						
ご自身・搭乗者の方への補償	人身傷害補償保険 	損害防止のための費用	等						
	搭乗者傷害保険 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金の種類</th> <th>お支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重度後遺障害特別保険金</td> <td>保険金額の10%(100万円限度)</td> </tr> <tr> <td>重度後遺障害介護費用保険金</td> <td>後遺障害保険金の50%(500万円限度)</td> </tr> </tbody> </table>		保険金の種類	お支払額	重度後遺障害特別保険金	保険金額の10%(100万円限度)	重度後遺障害介護費用保険金	後遺障害保険金の50%(500万円限度)
		保険金の種類	お支払額						
	重度後遺障害特別保険金	保険金額の10%(100万円限度)							
	重度後遺障害介護費用保険金	後遺障害保険金の50%(500万円限度)							
自損事故保険 	介護費用保険金200万円								
無保険車傷害保険 	損害防止のための費用	等							
お車の補償	車両保険 	損害防止のための費用	等						

5 主な特約およびその概要



主な特約とその概要は下表のとおりです。下表の特約の詳細およびその他の特約は、個人総合自動車保険普通保険約款・特約でご確認ください。

	特約名	特約の概要
相手方への補償	対物差額修理費用補償特約	対物賠償事故における相手自動車の修理費が時価額を上回った場合、修理費と時価額の差額に過失割合を乗じた額(50万円限度)をお支払いします。
	弁護士費用等補償特約	被保険者が自動車事故によって身体や財物の被害を被り、相手方に損害賠償請求を行う場合、または、自動車事故によって被保険者に法律上の賠償責任がないにもかかわらず損害賠償請求された場合における、法律相談費用や弁護士費用等を300万円を限度にお支払いします。
その他補償	ファミリーバイク特約	記名被保険者、その配偶者、同居の親族または別居の未婚のお子さまが原動機付自転車(借用車を含みます。)を所有・使用・管理中に生じた事故により、法律上の損害賠償責任を負担した場合や乗車中の方が死傷された場合 ^(※) に、保険金をお支払いします。 (※)「人身傷害あり」をご選択の場合は人身傷害補償保険、「人身傷害なし」をご選択の場合は自損事故保険の規定を適用して補償します。
	他の自動車運転危険補償特約	記名被保険者、その配偶者、同居の親族または別居の未婚のお子さまが他人のお車 ^(※) を借りて運転した場合の事故でも、お客さまからのお申し出に応じて、借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いします。 (※)「自家用8車種の場合」にかぎりです。
	自転車事故補償特約	記名被保険者、その配偶者、同居の親族または別居の未婚のお子さまが自転車を走行中または搭乗中に生じた事故により、法律上の損害賠償責任を負担した場合や乗車中の方が死傷された場合に保険金をお支払いします。 (※)傷害保険金について、制動装置(ブレーキ等)を備えていない自転車を運転している間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

2. 保険料

保険料は、お車の種類・使用目的・記名被保険者の年齢区分・ノンフリート等級等により異なります。お客さまの保険料につきましては、お申込時にご確認ください。なお、お車の入替やご契約内容の変更等があった場合は、追加・返還保険料が生じることがあります。追加・返還保険料の基本的な計算方法は以下のとおりです。

- ①保険料が追加となる場合 追加保険料=(新条件による年間適用保険料-旧条件による年間適用保険料)×未経過期間^(※)に対応する月割
 - ②保険料が返還となる場合 返還保険料=(旧条件による年間適用保険料-新条件による年間適用保険料)×(1-既経過期間^(※)に対応する月割)
- (※)「未経過期間」とは、異動日から保険期間末日までの期間をいいます。「既経過期間」とは、保険期間の初日から異動日までの期間をいいます。

未経過期間・既経過期間	1ヵ月まで	2ヵ月まで	3ヵ月まで	4ヵ月まで	5ヵ月まで	6ヵ月まで	7ヵ月まで	8ヵ月まで	9ヵ月まで	10ヵ月まで	11ヵ月まで	12ヵ月まで
月割	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

3. 保険料のお支払方法

保険料のお支払いは一括払いとなります。お支払方法は、クレジットカード払^(※)、コンビニエンスストア払、スマートコンビニ払、ネットバンク決済および銀行振込があります。

(※)クレジットカード会社の定めるお支払回数をお選びいただくことも可能です。なお、ご契約者ご本人またはその同居の親族(配偶者、6親等以内の血族および3親等以内の姻族)名義のクレジットカードのみご利用可能です。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

SBI損保の自動車保険には解約返れい金があります。解約返れい金の基本的な計算方法は以下のとおりです。既経過期間が11ヵ月を超える場合は、解約返れい金は発生しません。

解約返れい金=年間適用保険料×(1-既経過期間^(※)に対応する短期料率)

(※)「既経過期間」とは、保険期間の初日から解約日までの期間をいいます。

既経過期間	7日まで	15日まで	1ヵ月まで	2ヵ月まで	3ヵ月まで	4ヵ月まで	5ヵ月まで	6ヵ月まで	7ヵ月まで	8ヵ月まで	9ヵ月まで	10ヵ月まで	11ヵ月まで	12ヵ月まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

6. その他

1 保険証券について

「保険証券の不発行の合意に関する特約」を付帯した場合(証券不発行割引を適用した場合)、保険証券の発行は行いません(契約内容変更時の承認書も発行いたしません)。

「保険証券の不発行の合意に関する特約」を付帯しない場合(証券不発行割引を適用しない場合)において、ご契約のお手続きが完了した後1ヵ月を経過しても保険証券が届かないときは、SBI 損保サポートデスクまでお問い合わせください。

2 自動車保険付帯サービスの案内

SBI損保の自動車保険にご契約いただいたお車は「SBI損保安心ロードサービス」をご利用いただけます。

(※)本サービスは、弊社の提携会社であるタイムズレスキュー株式会社をご提供いたします。本サービスの内容は、予告なく変更・中止することがありますので、あらかじめご了承ください。

II 注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報のご説明」は、ご契約に際して、ご契約者にとって不利益になることがら等、特にご注意いただきたいことがらを記載したものです。

1. 保険金をお支払いできない主な場合等

1 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、「I 契約概要のご説明 1. 4 (1) 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合」に記載されています「保険金をお支払いできない主な場合」に該当する損害に対しては保険金をお支払いいたしません。なお、保険金をお支払いできない主な場合の詳細は、個人総合自動車保険普通保険約款・特約の「保険金をお支払いできない場合」の項目に記載しておりますので、ご参照ください。

2 補償される運転者の範囲

年齢条件に関する特約の付帯や、ご契約のお車を運転される方を限定すること（運転者限定特約）により、保険料を割り引くことができます。ただし、条件に該当しない方が運転中の事故は保険金をお支払いすることができません。詳しくは、「I 契約概要のご説明 1. 2 (4) 補償される運転者の範囲」をご参照ください。

3 自己負担額

車両保険では自己負担額があり、自己負担額を定額とするか増額^(※)とするかをお選びいただけます。ご契約の自己負担額につきましては、お申込時にご確認ください。詳しくは、SBI 損保サポートデスクまでお問い合わせください。
(※) 増額は、2回目以降の事故に適用される自己負担額が1回目の事故のものより高い金額になる方式をいいます。

2. 告知事項・通知事項等

1 ご契約時にご申告いただくこと(告知事項等)について

ご契約時に、インターネットの画面や電話にて回答を求めた下表の事項について、正しくご回答ください。特に、「告知事項」については、事実と異なる回答をした場合や正しい内容への訂正に依拠していただけない場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

告知事項の申し出後に告知内容に変更が生じた場合には、直ちに弊社にてお手続きしてください。

ご契約時にご申告いただくこと	
告知事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 記名被保険者の生年月日 ② 記名被保険者の免許証の色 ③ ご契約のお車の用途・車種 ④ ご契約のお車の使用目的 ⑤ ご契約のお車の改造の有無 ⑥ ご契約のお車が事業用であるかどうか ⑦ ご契約のお車において有償で貨物を運搬するかどうか ⑧ 過去1年に保険会社から解除された自動車保険契約があるかどうか ⑨ 過去1年に特別危険料率の適用を保険会社から通知されたことがあるかどうか ⑩ 今回のご契約と保険期間が重複する自動車保険契約があるかどうか ⑪ 過去13ヵ月以内に満期または解約・解除された契約があるかどうか ⑫ 前契約のノンフリート等級（事故有係数適用期間） ⑬ 前契約の事故件数
お車の保険価額に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ① ご契約のお車のメーカー名、車種、型式 ② ご契約のお車の初度登録年月

2 ご契約後にお知らせいただくこと(通知事項等)について

下表の事項について変更等の予定がある場合あるいは変更等が発生した場合は、直ちに弊社にてお手続きしてください。直ちにご連絡がない場合は、保険金のお支払いができないことや、ご連絡がなかったものとしての扱いになることがあります。特に、「通知事項」については、事実の発生後に速やかにご連絡がない場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。また、「通知事項」の内容において弊社の引受条件の範囲外となった場合には、ご契約を解除させていただきます。

ご契約後にお知らせいただく必要があるもの	
通知事項	<ul style="list-style-type: none"> ① ご契約のお車の用途・車種が変更になったとき ② ご契約のお車の使用目的が変更になったとき ③ ご契約のお車を改造したとき ④ ご契約のお車を有償で貨物を運搬するために使用することになったとき ⑤ ご契約のお車を事業用として使用することになったとき
お車の保険価額に関する事項	ご契約のお車の改造や付属品等の脱着により、お車の価額が著しく上下したとき
買い替えや廃車・譲渡等に伴うご契約のお車の入替	<ul style="list-style-type: none"> ① 買い替えによりご契約のお車の入替をするとき 次の条件を全て満たし、弊社が承認した場合は、現在のご契約のお車を新規購入^(※1)したお車に入れ替えることができます。 ・ 新規購入^(※1)したお車の所有者が、記名被保険者の同居のご家族^(※2)またはご契約のお車の所有者であること ・ 新規購入^(※1)したお車が原則として自家用5車種であること ② 廃車・譲渡等によりご契約のお車の入替をするとき 次の条件を全て満たし、弊社が承認した場合は、廃車・譲渡等した現在のご契約のお車を既に所有しているお車に入れ替えることができます。 ・ 入替後の所有^(※1)自動車の所有者が、記名被保険者の同居の家族^(※2)またはご契約のお車の所有者であること ・ 入替後の所有^(※1)自動車が原則として自家用5車種であること (※1) 所有権留保条項付売買契約に基づく購入および1年以上を期間とする貸借契約の借入れを含みます。 (※2) 記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の親族を指します。
ご契約者・記名被保険者・車両所有者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 契約者の交代や住所・氏名等の変更があったとき ② 記名被保険者の交代や住所・氏名等の変更があったとき ③ 車両所有者の交代や住所・氏名等の変更があったとき
契約条件の変更	<p>保険期間中に現在のご契約に対して、契約条件の変更を行う場合は事前にご連絡ください。契約条件の変更の例としては、以下のものがあります。^(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢条件の変更（同居の子供の年齢条件を含みます） ・ 運転者範囲の変更 ・ 補償または特約の追加・削除 ・ 保険金額の増額・減額 ・ 車両保険の種類の変更 等 <p>(※) ご連絡いただいた日以降の適用となります。</p>

事故が発生した 場合 事故発生の日時・場所、事故の概要を、保険金の請求をするかどうかに関わらず、直ちにSBI損保安心ホットラインにご連絡ください。事故のご連絡が遅れた場合、保険金のお支払いが遅れる場合があります。

3 ご契約の中断制度

ご契約のお車の廃車・譲渡・返還・車検切れ、ご契約のお車を主に使用される方の海外渡航に伴い、一時的にご契約を中断された場合、中断後のご契約が、弊社所定の条件を満たすときに、中断証明書に基づく等級を継承できる場合があります。

中断制度をご希望の場合は、ご契約の解約日または満期日の翌日から13ヵ月以内に弊社にご連絡ください。

4 保険契約の解除等について

- (1) 以下の場合、弊社は保険契約を解除することがあります。
- ①ご契約者等が保険金詐欺を目的とする事故を起こした場合やそれに準じる行為を行った場合
 - ②ご契約者等が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ③告知事項の訂正や通知事項による契約内容変更に伴って追加保険料が発生したときに、その追加保険料のお支払いがなかった場合
 - ④「**2**ご契約後にお知らせいただくこと(通知事項等)について」の「買い替えや廃車・譲渡等に伴うご契約のお車の入替」において、弊社の定める条件を満たさなかった場合
- (2) 保険金の不法取得を目的としてご契約をした場合、その保険契約は無効となります。
- (3) ご契約者または被保険者の詐欺、強迫によりご契約をした場合、弊社はその保険契約を取り消すことがあります。

3.事故の際、保険金を請求するときに必要となる書類について

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、下表の書類等のうち弊社が求めるものをご提出いただく必要があります。弊社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて原則として30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を行い、保険金をお支払いします。

- (※1) ご提出いただく書類には○を付しています。一が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。
- (※2) 特約に基づいて下表の補償種類以外の補償に関する保険金の請求を行うときは、下表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただけます。
- (※3) 損害賠償請求権者が弊社に損害賠償を直接請求する場合は、下表の「対人賠償保険」または「対物賠償保険」に○を付した書類のうち弊社が求めるものをご提出いただけます。
- (※4) 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、下表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。
- (※5) 「搭乗者傷害保険」、「自損事故保険」および「自転車事故補償特約」の傷害に対する保険金請求に必要な書類は、一部を除き人身傷害補償保険と同様です。
- (※6) 「自転車事故補償特約」の賠償に対する保険金請求に必要な書類は、一部を除き「対人賠償保険」および「対物賠償保険」と同様です。
- (※7) 保険金請求権は時効(3年)がありますので、ご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、個人総合自動車保険普通保険約款・特約にてご確認ください。

保険種目別 保険金請求時に必要となる書類一覧表

書 類 等	保険種目	対人賠償 保険	対物賠償 保険	人身傷害 補償保険	無保険車 傷害保険	車両保険
保険金請求書		○	○	○	○	○
公の機関が発行する交通事故証明書またはこれに代わるべき書類		○	○	○	○	○
所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類(ご契約のお車が盗難された場合)		—	—	—	—	○
死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の死亡による損害の額を示す書類 および戸籍謄本(死亡に関して支払われる保険金を請求する場合)		○	—	○	○	—
後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の後遺障害による損害 の額を示す書類(後遺障害に関して支払われる保険金を請求する場合)		○	—	○	○	—
診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額その他の傷害による損害の額を示 す書類(傷害に関して支払われる保険金を請求する場合)		○	—	○	○	—
示談書・判決書等、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を 示す書類および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類		○	○	—	—	—
被害物の価額を確認できる書類、被害物の修理等に要する費用の見積書または領収書、被害 物の写真・画像データ		—	○	—	—	○
上記のほか、損害賠償請求権者が被った損害の額および損害賠償請求権者またはその代理人 であることを示す書類		○	○	—	—	—
被保険者が負担した費用の額を示す書類		○	○	○	○	○
車検証(自動車検査証)等、自動車その他の物の所有者・使用者を示す書類		○	○	○	○	○
レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害の内容・程度を示す書類		○	—	○	○	—
お支払いする保険金の額に関する被保険者と弊社との協議内容を示す書類		—	—	—	○	—
自動車損害賠償責任保険証明書等、自賠責保険等への加入を示す書類		○	—	—	—	—
自動車の使用にあたって、正当な権利を有する者の承諾があったことを示す書類		○	○	○	○	○
住民票、戸籍謄本等、同居等の事実または親族等の関係を示す書類		○	○	○	○	○
雇用契約、請負契約、委任契約等、ご契約者等と他者との間の契約内容を示す書類		○	○	○	○	○
保険金請求等に関する委任状、印鑑証明書、代表者事項証明書		○	○	○	○	○
事故発生の日時、場所および状況等を弊社にご通知いただく書類		○	○	○	○	○
弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認に関わる同意書		○	○	○	○	○
被保険者が被った損害に対して支払われることが決定し、または既に支払われた保険金、給付金、 損害賠償金等がある場合は、その額を示す書類		○	○	○	○	○
賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容を示す書類等、保険金のご請求にあたって、 約款に定める内容を弊社へご通知いただく書類		—	—	○	○	—

4.クーリングオフ(契約申込の撤回)について

SBI 損保の自動車保険は、クーリングオフの対象外となります。

5. 保険責任開始期および保険料のお支払いについて

- 1 保険責任開始期は、保険期間（保険のご契約期間）の初日です。原則として、保険証券またはマイページの契約照会画面に表示されている時刻から保険責任開始となりますので、ご注意ください。
- 2 保険料は、クレジットカードでのお支払いの場合は、オーソリゼーションが完了した時点でお支払いとなります。ネットバンク決済でのお支払いの場合は、お客さまの口座から保険料が引き落とされた時点でお支払いとなります。コンビニエンスストアでのお支払いまたは銀行振込の場合は、後日弊社よりお送りするコンビニエンスストア払込票または振込依頼書記載のお支払期限までにお支払いください。スマートコンビニ払の場合は、受付番号（払込票番号）等をコンビニエンスストアへお持ちになり、お支払期限までにお支払いください。保険期間が始まった後であっても、保険料をお支払いいただく前に生じた事故による損害または傷害につきましては、保険金をお支払いできません。

6. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、弊社にてお手続きしてください。なお、解約返れい金については、「I 契約概要のご説明 5. 解約返れい金の有無」をご参照ください。

7. 保険会社破綻時の取り扱い

引受保険会社が経営破綻した場合等業務または財産の状況が変化したときは、保険金、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されたりする場合があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3ヵ月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。

8. お客さまに関する情報の取り扱い

- 1 弊社は、お電話またはインターネットを通じてご申告いただいた内容につきましては、申込書に代わるものとして録音・記録・保存を行っています。
- 2 弊社は、お客さまからご提供いただいた個人情報を、以下に掲げる目的に必要な範囲を超えて利用しません。
 - (1) 保険契約の申込みに係る引き受けの審査、引き受けおよび履行
 - (2) 万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い
 - (3) 弊社が有する債権の回収
 - (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
 - (5) 保険契約に付帯されるサービスの提供
 - (6) 保険契約の維持・管理
 - (7) 保険制度の健全な運営
 - (8) 弊社が取り扱う保険商品・サービスに関する情報のご案内
 - (9) 各種イベント・キャンペーン・セミナーのご案内、各種情報の提供
 - (10) 弊社または弊社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
 - (11) 市場調査および保険商品・金融商品・サービスの開発・研究
 - (12) SBIホールディングス株式会社ならびに同社の有価証券報告書に記載されている子会社および同社の出資比率が40%以上の持分法適用会社（以下「グループ会社」といいます。）および弊社提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内
 - (13) 問い合わせ・依頼等への対応
- 3 弊社は以下の場合を除いて、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
 - (3) 弊社のグループ会社との間で共同利用を行う場合
 - (4) 損害保険会社等の間で共同利用を行う場合
- 4 弊社は、保健医療等の特別な個人情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に定める場合を除くほか、取得、利用または第三者への提供は行いません。詳しくは、弊社 Web サイト (<http://www.sbisonpo.co.jp>) の「個人情報保護方針」をご覧ください。

9. 補償の重複にご注意ください

次の保険・特約については、ご契約のお車以外に搭乗中の事故やご家族（※1）の事故も補償対象となるため、同様の保険契約が他にある場合は、補償が重複する可能性がありますのでご注意ください。また、補償の重複を避けるために、1台のご契約のみにこれらの保険・特約を付帯して、残りのご契約にこれらの保険・特約を付帯されていないときは、これらの保険・特約を付帯しているご契約を解約されたときや継続されなかった場合等、残りのご契約に対するこれらの保険・特約の補償もなくなりますのでご注意ください。

・人身傷害補償保険（※2）・ファミリーバイク特約・自転車事故補償特約・弁護士費用等補償特約

保険・特約の詳細については、「個人総合自動車保険 普通保険約款・特約」をご確認ください。

（※1）ご家族とは、① 記名被保険者、② 記名被保険者の配偶者、③ ①または②の同居の親族もしくは別居の未婚の子

（※2）2台目以降の、ご契約者本人またはご家族が所有されているお車については、そのお車の搭乗中の事故に限定して補償する「人身傷害のご契約のお車搭乗中のみ補償特約」を付けることにより補償範囲の重複部分をなくすことができます。

10. 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

■ ご契約に関するご質問・ご連絡等は、SBI損保サポートデスクにてうけたまわります。

☎フリーコール **0800-8888-581** **新規のご契約・お見積り** ☎フリーコール **0800-8888-832** **継続に関するお手続き**
☎フリーコール **0800-8888-831** **変更・訂正・解約等のお手続き** ☎フリーコール **0800-8888-834** **お申込操作について**

■ IPフォン等をご利用でフリーコールにつながらない場合は、050-3786-8310（有料）へおかけください。

受付時間：9:00～18:00（12/31～1/3を除きます）

■ 事故のご連絡または「SBI損保安心ロードサービス」の受付は、SBI損保安心ホットラインにてうけたまわります。

☎フリーコール **0800-2222-581** 受付時間：24時間 365日

■ IPフォン等をご利用でフリーコールにつながらない場合は、050-3786-0581（有料）へおかけください。（※）「SBI損保安心ロードサービス」は、弊社の提携会社であるタイムスレスキュー株式会社为您提供します。

■ 弊社へのお問い合わせ・ご相談・苦情は、お客様相談室にてうけたまわります。

☎フリーコール **0800-8888-836** 受付時間：平日9:00～17:00 土日祝日および12/31～1/3を除きます。

■ 指定紛争解決機関一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

ナビダイヤル **0570-022808** 受付時間：平日9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

平成27年4月1日以降を保険期間の初日とすご契約者のみなさまへ

SBI損保の自動車保険(個人総合自動車保険) 改定のご案内

平素より弊社をご愛顧いただき、まことにありがとうございます。

平成27年4月1日以降を保険期間の初日(始期日)とすご契約より、SBI損保の自動車保険(個人総合自動車保険)を改定いたします。改定内容について、以下のとおりご案内申し上げます。みなさまには何卒ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

(1) ノンフリート等級別料率の改定

損害保険料率算出機構のノンフリート等級別料率制度の改定を踏まえ、平成26年から平成28年にかけて1年ごとに段階的に変更となるノンフリート等級別料率について、以下のとおり改定します。

始期日が平成26年4月1日～平成27年3月31日のご契約

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故係数 (割増引率)							△28%	△40%	△41%	△43%	△46%	△46%	△47%	△48%	△49%	△51%	△54%	△56%	△58%	△64%
事故有係数 (割増引率)	64%	28%	12%	△2%	△13%	△19%	△20%	△21%	△22%	△23%	△25%	△27%	△29%	△31%	△33%	△36%	△38%	△40%	△42%	△44%



始期日が平成27年4月1日～平成28年3月31日のご契約

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故係数 (割増引率)							△29%	△40%	△42%	△44%	△46%	△47%	△48%	△49%	△50%	△51%	△52%	△54%	△56%	△64%
事故有係数 (割増引率)	64%	28%	12%	△2%	△13%	△19%	△20%	△21%	△22%	△23%	△25%	△27%	△29%	△31%	△33%	△36%	△38%	△40%	△42%	△44%

(2) クレジットカード利用可能範囲の拡大

保険料をお支払いいただく際にご利用いただけるクレジットカードの名義の範囲を、以下のとおり拡大します。これにより、ご契約時やご契約内容の変更時に、これまでよりも便利にクレジットカードをご利用いただけます。※なお、払込手続きにつきましてはクレジットカード名義人の方に行っていただく必要があります。

	～平成27年3月始期	平成27年4月始期～
ご利用いただける クレジットカード名義の範囲	契約者ご本人さま名義のみ	以下のいずれかに該当する方の名義 ① 契約者ご本人さま ② ①の同居の配偶者 ③ ①の同居の親族(注)

(注)「親族」とは、6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

(3) 「他の自動車運転危険補償特約」車両損害に関する特則の適用条件変更

「他の自動車運転危険補償特約」車両損害に関する特則(同特約第4条)の適用条件について、以下のとおり変更を行います。

	～平成27年3月始期	平成27年4月始期～
「借りた他人のお車の損害」に対する 補償の適用条件	ご自身の契約か他のお車の契約のどちらかに 車両保険が付帯されていること	ご自身の契約に車両保険が 付帯されていること

(4) 「継続契約の取扱いに関する特約」適用条件の緩和

「継続契約の取扱いに関する特約」の適用条件のうち保険料の払込時期について、以下のとおり緩和します。なお、継続契約から適用されるため、平成28年4月以降に継続契約の始期を迎える契約からの変更となります。

	～平成27年3月始期	平成27年4月始期～
「継続契約の取扱いに関する特約」の 適用条件(同特約第3条⑧)	申込みと同時に継続契約の保険料を 当会社に払い込むこと	申込みから遅滞なく継続契約の保険料を 当会社に払い込むこと

※「SBI損保の自動車保険(個人総合自動車保険)改定のご案内」は改定の概要を説明するものであり、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)」の一部ではありません。この度改定いたしました商品や補償内容につきまして、詳しくは「個人総合自動車保険普通保険約款・特約(2015年4月改定)」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)」にてご確認ください。